

◎横浜市におけるごみ処理の現状と課題

■相田忠夫

1 はじめに

最近のごみ問題を取り巻く社会状況としては、容器包装材や古紙のリサイクルに関する問題、焼却工場から発生するとされるダイオキシン類に関する問題、首都圏のごみが地方の処分場に大量に流出しているごみの広域移動に関する問題などが、マスコミ等において大きく取り上げられている。

ごみは私たちの日常生活や経済活動に伴って発生するものであり、一般的にごみと言われているものは法律上では「廃棄物」と呼ばれている。「廃棄物」は、一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、産業廃棄物以外のものを一般廃棄物としている。また、一般廃棄物は、日常の家庭生活から発生する家庭系ごみ、事業活動に伴って発生する事業系ごみに区分される。

平成九年九月に厚生省が発表した一般廃棄物の排出量、処理状況、処理施設の整備状況についての実態調査結果(平成六年度)によると、全国のごみの総排出量は五千五十四万

トンで、排出量そのものはここ数年はほぼ横ばい傾向で推移してきているが、課題としては、最終処分場が不足しており、廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進などにより、ごみの発生量の削減を図るための対策が求められている。

2 本市のごみ量

① 平成八年度ごみ量

横浜市内から排出される一般廃棄物の量は、約百五十四万トン(平成八年度収集搬入量)で、前年比二・六%増加した。この量は、横浜スタジアムに換算すると約二十一杯分に相当する。内訳は、市が集積場所より直接収集した量が九十六万九千トン、缶・びんの資源化を目的とした分別収集量が三万八千トン、粗大ごみ収集量が三万三千トン、河川清掃等が四千トンであった。その他に許可業者や排出者が直接搬入(主に事業系ごみ)した量が四十九万八千トンであった(表一)。

収集搬入量に対する市民一人あたりの年間

の排出量は、約四百六十五キログラムで、一日あたり約千二百七十四グラム排出したことになる。また、このごみ量を処理するために要した費用は五百四十一億円(市一般会計)であった。

② ごみ量の推移

本市のごみ量の推移は、図一に示したとおりである。昭和五十三年度に約百万トンに達したごみ量は、第二次オイルショック前後を境として一旦横ばい傾向となったが、バブル景気とともに再び増加に転じ、バブル景気の崩壊とともに再び横ばい傾向となった。この間の人口は二二・六%増加したのに対して、ごみ量は五四%増加したことになり、ごみ量が単純に人口増とともに増加するということではなく、その時々々の景気動向や生活様式の変化などの社会経済状況に影響を受けていることが伺える。

③ ごみの組成分析

家庭から排出されるごみには多種多様の物

表一 平成8年度横浜市のごみ処理量 (単位: トン)

収集搬入量	1,543,496	焼却	1,480,880
市収集分	1,045,360	埋立	17,429
ステーション収集分	969,149	保管	125
分別収集	38,129	資源化	45,062
粗大ごみ	33,683	この他に焼却残渣	
乾電池	125		
その他	4,274		
許可業者及び直接搬入	498,136		321,521

- 1—はじめに
- 2—本市のごみ量
- 3—一般廃棄物処理計画
- 4—本市におけるごみ処理の現状
- 5—ごみ処理に関する最近の動向
- 6—今後の方向

が含まれているが、その内容を分析したものが図12のごみ組成である。ごみの四五％は水分であり、次に多いのが紙類で約二五％を占め、以下、プラスチック類が約一一％、厨芥類が約一〇％、ガラス・陶磁器類が約四％、その他に木屑、土砂類、繊維類、金属類が含まれている。この組成からも明らかのように、生ごみなど家庭で十分に水切りをして排出すれば、ごみ量はまだ減らせる余地がある。

また、このごみ組成の内容を十年前と比較すると、紙類が約五ポイント、プラスチック類が約三・四ポイント増加し、ガラス・陶磁器類が約三・三ポイント、金属類が一・二ポイント減少した。この理由としては、缶・びんの分別収集を開始したことが一つの要因と考えられるが、紙類やプラスチック類が増加しているのは、新聞・雑誌などの紙製品の伸びや容器包装等が缶・びんから紙バックやプラスチック(ペットボトル等)に素材転換していることが考えられる。

3 一般廃棄物処理計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条によれば、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物に関する計画を定めなければならない」と規定されており、施行規則で一般廃棄物処理計画には、「一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画より構成されること」とされている。

横浜市では、平成四年度に従前の条例であ

る「横浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を全面的に改正し、ごみの減量化・資源化を主たる目的とした「横浜市廃棄物等の減量化・資源化及び適正処理に関する条例」を制定し、本条例に基づき廃棄物処理行政の指標である「一般廃棄物処理計画」を策定した。この計画は、平成二十二年度までを見通した本市で初めての総合計画として、省資源・循環型都市づくりを目指し、長期的な視点に立ち今後のごみ処理施策の基本的な方向を示した「基本計画」とその具体的な推進方策を示した「推進計画」、及び単年度ごとの「実施計画」から構成されている。

① 基本計画

基本計画は、目標年次を平成二十二年度とし、横浜市のごみ処理施策の理念、処理計画の目標、一般廃棄物処理量の見通し、市民・事業者・行政の責務、ごみ処理施策の基本方向を示した。

また、本市のごみ量を平成二十二年度には二百六十九万トンに達するものと見込み、種々の減量化・資源化施策を確実に実行することにより、約三〇％(家庭系ごみ二八％、事業系ごみ三五％)の減量化・資源化を図り、平成二十二年度のごみ量を百八十七万トンとするとした。

② 推進計画

推進計画は、基本計画に盛り込まれているごみ処理施策の基本理念や基本方向を具体的施策として確実に推進していくことを目的とし、平成五年度から九年度までの五カ年に実

施すべきごみ処理施策体系を示すとともに、個々の事業ごとの事業目的、事業内容、事業計画等を具体的に示したものである。

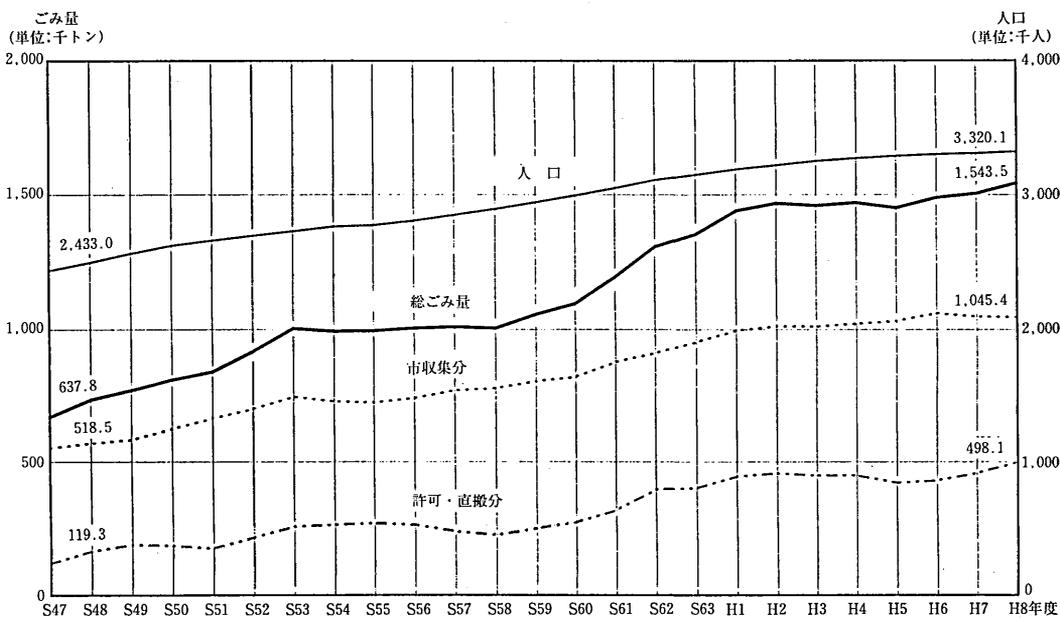
③ 実施計画

実施計画は、単年度ごとの処理計画量、事業計画、収集・搬入計画、中間処理計画、最終処分計画及び施設概要等をまとめた計画であり、毎年年度末に翌年度の事業計画として告示を行い、市民に周知を図っている。

④ 推進計画の見直し

当初の推進計画は、平成九年度を目標に策定されたものであるが、ごみ処理を取り巻く環境諸条件(社会経済トレンドの変化、制度の整備の進展など)が策定当時と大きく変

図一 横浜市のごみ量と人口の推移



わってきたこと、また平成八年度に横浜市の総合計画である「ゆめはま2010プラン」の五カ年計画が見直しになったことなどにより、八年度に現行の推進計画を見直し、平成九年六月から「第二期推進計画」として実施した。

第二期推進計画の視点としては、当初計画の事業メニューや項目のうち、すでに相応の成果を達成しつつあるものについては、これを掲載項目から整理する一方、近年の環境の変化に即し、適宜新たな項目を盛り込むこととした。その骨子としては、計画期間を平成九年度から十三年度までの五カ年とし、施策体系については、

- ①ごみの減量化・資源化の推進
 - ・ごみになるものを持ち込まない、ごみに出さずに再利用、再生品の利用
 - ・ごみに出されたものを再利用
 - ・地域リサイクルの推進
 - ②ごみの適正処理の推進
 - ③清潔できれいな街づくりの推進
- の三項目を中心に体系化(図-3)を図り、それぞれの事業に積極的に取り組むこととした。

4 一本市におけるごみ処理の現状

①ごみの収集処理

横浜市のごみ収集は、市内全域を処理区域として、家庭ごみは週三回ステーション方式により収集し、資源ごみ及び使用済み乾電池は週一回ステーション方式により収集している。粗大ごみは事前の申し込みを受け、戸別

収集を行っている。なお、粗大ごみの収集については、平成九年一月より有料化を実施した。また、事業系ごみについては、事業者の自己処理責任に基づき平成九年一月より全量有料制とし、原則として市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者による収集とした。なお、やむを得ない事情で、許可業者と契約ができない場合には、当面、市の指定ごみ袋(有料)により市が収集している。

その他に、環境衛生と美観の保持を図るため、河川ごみの収集や犬・ねこ等の動物の死体処理を行っている。

②ごみの減量化・資源化の推進

自然環境を保全し、限りある資源を有効に活用していくためには、ごみの減量化・資源化を確実に推進していくことが大切であり、そのためには、市民・事業者・行政の三者が

図-3 一般廃棄物処理計画「第2期推進計画」施策体系

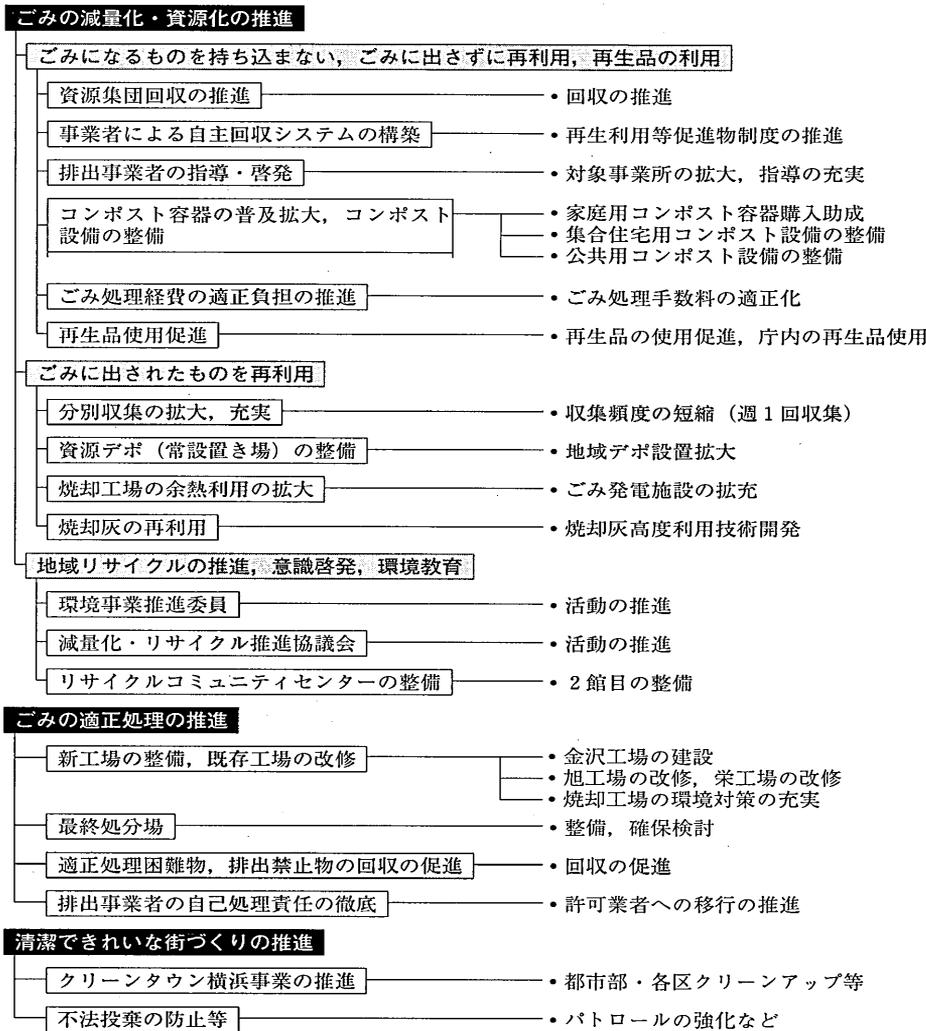
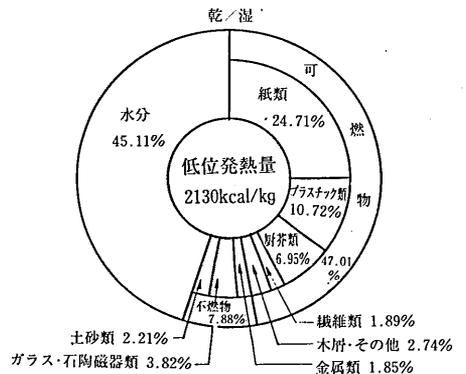


図-2 平成8年度 ごみの組成



一体となり、それぞれの役割に応じた責務を果たしていくことが必要である。

第二期推進計画では、ごみの減量化・資源化の推進策として「ごみになるものを持ち込まない、ごみに出さずに再利用する、再生品の利用」「ごみに出されたものを再利用」「地域リサイクルの推進、意識啓発、環境教育」の三つの目標を立て、それぞれに事業の推進に取り組みこととした。

次に、本市が取り組んでいる主な事業について紹介する。

⑦資源集団回収の推進

自治会・町内会、婦人会、老人会、PTA等の団体が、地域活動として古紙、布類、金属類、ガラスびんの回収を行い、資源回収業者を通して再生品化を図っている。回収量については毎年増加傾向にあり、平成七年に初めて十万吨を超えた。昨年の回収団体は三千三百十三団体で回収量は十万六千九百七十二トンであった(表1-2)。

本市としては、資源集団回収をより一層促進し、市に排出されるごみ量を抑制することを目指すとして、資源集団回収実施団体及び資源回収業者に対し、それぞれに回収量に応じた奨励金を出している。平成九年の奨励金は、一キログラムあたり、実施団体に三円、資源回収業者に二円を交付している。この奨励金は、子供会や老人会等の地域活動のための活動資金ともなっており、地域コミュニティの醸成にも役に立っている。

⑧再生利用等促進物制度

再生利用等促進物制度は、本市の条例に基づき製造・加工・販売等事業者の責任と負担

により空き容器等の自主回収・リサイクルを求める制度である。現在までに横浜市が指定をした製品は表1-3のとおりである。

⑨排出事業者の指導・啓発

事業系ごみの減量化・資源化を推進するために、事業用大規模建築物の所有者等に対して、減量化・資源化等計画書の提出を求めるほか、立入調査の実施、廃棄物管理責任者講習会の開催等により、排出事業者の指導を行っている。今後、対象事業者の拡大、指導の充実を図っていく予定である。

⑩コンポスト容器・設備の普及・拡大

生ごみのたい肥化については、家庭用コンポスト容器の購入助成(助成金額三千円/基)を行っており、平成八年度末までの購入助成基数は一万四千一基となっている。

また、昨年度から新たに集合住宅型コンポスト設備設置モデル事業を実施し、現在二カ所の集合住宅で稼働している。

さらに、公共施設から排出される生ごみのたい肥化を推進するために、現在小学校と福祉施設の各一カ所に大型コンポスト設備を設置し、製品となったたい肥を施設の花壇や菜園で使用している。今後、計画的に小学校を中心にコンポスト設備を設置し、子供たちの環境教育にも役立てていく。

⑪適正包装の推進

横浜市では、平成六年度に「横浜市包装の適正化及び包装材の回収・リサイクルに関する指針」を策定し普及・啓発を図るとともに、市民・事業者と連携して簡易包装、レジ袋の削減など包装の適正化を推進してきている。

⑫分別収集の推進

ごみ量を減らすためには、排出段階での抑制を図ることがもつとも効果的であるが、それでも排出されるごみについては、資源化を図ることにより、ごみの減量化・資源化を確実に推進することができる。

本市では、ごみの資源化の推進として、缶・びんの分別収集を平成五年三月から市内三〇%の世帯を対象に本格的に開始し、その後、平成六年十月には実施率を四五%まで拡大し、平成七年十月から市内全域で実施した。

各ステーションから混合で収集された缶・びんは、市内三カ所の資源選別センターで、缶はスチール缶とアルミ缶に、びんは無色、茶、青・緑、黒の四色に選別され、それぞれ再生利用を図っている。

⑬資源デポの整備

資源デポとは、資源物を家庭に一定期間保管するスペースがない、あるいは仕事の都合などで定期的に実施されている分別収集や資源集団回収が利用できない市民のために、缶・びんや古紙などの資源物を容易に出せる常設の資源回収拠点である。回収品目は、紙類、布類、缶類、びん類であり、港南資源回収センターで回収している。

また、平成九年三月からより身近な場所に資源物を持ち込めるよう、港南区の地区センターやコミュニティハウスなどの市民利用施設に「資源回収ボックス」を設置し、新聞、雑誌、牛乳パック、布類の回収を開始した。今後、市内に順次拡大していく計画であり、資源物の回収がより一層促進されることが期待される。

⑭グリーンコンポスト事業

表-3 再生利用等促進物の指定

指定した再生利用等促進物	指定期日
食品容器としてのリターナブルびん 事業活動に伴って発生した古紙	平成7年6月1日
食品容器としてのアルミ缶、スチール缶、 ワンウェイびん	平成8年6月1日
食品容器としてのペットボトル、 紙パック	平成9年4月1日

表-2 資源集団回収の実績推移

区分	年					
	4	5	6	7	8	
実施団体(団体)	2,926	3,161	3,294	3,335	3,313	
回収量(t)	73,126	75,919	91,261	100,140	106,972	
品目別回収量(t)	古紙	67,925	70,694	85,900	95,137	101,974
	布類	1,979	2,090	2,303	2,424	2,588
	金属類	471	475	528	479	508
	ガラスびん	2,751	2,660	2,530	2,100	1,902

市内の公園や街路樹などから発生する樹木せん定枝を粉砕処理後、たい肥化し土壌改良材として公共緑化事業及び市内農家で利用を図っている。

⑥環境事業推進委員制度

環境事業推進委員は、自治会・町内会等との連携のもとに地域の協力体制を強化し、資源集団回収をはじめとしたリサイクル活動、ごみ集積所の巡回、ごみ出しマナーの指導、地域の清掃活動、分別収集の排出指導などの実践活動やごみ問題についての意見や情報の交換、啓発資料の配布と周知等、地域における環境行政の円滑な運営と市民の生活環境の向上を図っている。

⑨減量化・リサイクル推進協議会

市民・事業者・行政の三者が一体となって、地域における減量化・リサイクル活動を推進するため、平成五年に各区及び局に減量化・リサイクル推進協議会が設立され、適正包装の推進、古繊維などの資源物回収、街頭啓発活動、フリーマーケットなど、これまで個々が取り組んでいた活動を連携して行うことにより、地域の特性を活かした実践活動、普及活動を展開している。

⑩広報活動・環境教育

ごみの減量化・資源化について、多くの市民に関心を高めようことを目的として、毎年秋に市民参加体験型のイベントを開催し、各種展示やフリーマーケットを実施している。

また、広報紙「はまごみフォーラム」を年四回発行し、各回テーマを設定し、環境事業全般について、広く市民に紹介している。

環境教育としては、子供の時から身の回りのごみ問題に関心をもってもらうために、小学校四年生の授業の中で「ごみのゆくえ」について学習するにあわせて、副読本として「リサイクルやってみよう」を全員に配布するとともに焼却工場などのごみ処理施設の見学を実施している。

③—ごみの適正処理の推進

⑦焼却処理

横浜市では、平成八年度に収集搬入したごみ量約百五十四万トンの九六%にあたる約百四十八万トンを焼却処理し、資源化を除いた焼却残渣約三十二万トンを埋立処分した。

本市の焼却工場は、現在五カ所（鶴見工場、港南工場、保土ヶ谷工場、都筑工場、栄工場）が稼働しており、可燃ごみの全量を焼却している。これら工場は、近代的な設備を備え、電気集じん器又はろ過式集じん器、排ガス脱塩装置等を設けるなど公害防止には万全を期している。

また、焼却工場から発生する蒸気は、工場内の機器運転、冷暖房、給湯に利用し、余剰蒸気は、工場に併設された余熱利用施設（温水プール、老人福祉センター、高齢者福祉施設等）に供給している。また蒸気タービンにより発電を行い、工場内の照明等に消費するほか、余剰電力を市営地下鉄や横浜国際競技場に送電する一方、東京電力に売却し、有効活用を図っている（表1-4）。

①最終処分場

現在、本市の最終処分場は、内陸に一カ所（神明台処分地）、海面に一カ所（南本牧廃

棄物最終処分場）を整備しており、主に焼却残渣の処分を行っている。

⑦排出禁止物・適正処理困難物

生活様式の変化に伴い、家庭や事業所から排出される廃棄物も大型化、多様化し、行政が処理するには危険性を伴うものや処理が困難なものが増加してきている。

本市では、バイク、タイヤ、バッテリー、消火器、ガスボンベ、塗料等を排出禁止物として、販売店等に返却するよう指導している。また、スプリングマットレス、二十五型以上の大型テレビ、二百五十リットル以上の大型冷蔵庫の三品目については適正処理困難物に指定し、販売店回収を促進している。

⑧一般廃棄物処理業者に対する許可及び指導

商店や事業所の営業活動に伴って排出される事業系ごみは、排出者による自己処理責任が原則となっており、これらのごみを処理する一般廃棄物収集運搬業者等の許可を行っている。また、減量化・資源化及び適正処理に関する指導も併せて行っている。

なお、平成九年一月から事業系ごみの全量有料化を実施するにあたり、一般廃棄物処理業者数を増やし、許可業者移行への環境整備を行った。

④—清潔できれいな街づくりの推進

②クリーンタウン横浜事業

横浜市では、「清潔できれいな街・ヨコハマ」の実現に向け、街の美化や快適な生活環境の確保に努めている。

平成八年四月に「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱防止に関する条例」を施行し、各

表-4 焼却工場と余熱利用

工場名	鶴見工場	港南工場	保土ヶ谷工場	都筑工場	栄工場
竣工	平成7年3月31日	昭和49年3月30日	昭和55年6月30日	昭和59年3月31日	昭和51年8月31日
焼却設備能力	1200 t / 24 h	900 t / 24 h	1200 t / 24 h	1200 t / 24 h	1500 t / 24 h
余熱利用施設	高齢者保護 研修施設	温水プール 老人福祉センター	温水プール 老人福祉センター 緑化センター温室	温水プール 老人福祉センター 障害者研修保養センター等	温水プール 上郷森の家 老人福祉センター
自家発電(kW)	22,000	2,800	4,200	12,000	5,100

区のターミナル駅周辺を中心にポイ捨て防止の啓発活動や指導などを実施している。本市のポイ捨て防止条例の特徴は、ポイ捨てた人に二万円以下の罰金を科すこと、自動販売機設置者に空き缶等の回収ボックスの設置を義務づけたことが挙げられる。

また、条例の施行と併せて、都心部等で歩道などの清掃と路上違反広告物の除去を一体的に行う「クリーンタウン横浜事業」を実施している。

④ 不法投棄防止対策及び放置自動車の処理

不法投棄防止対策については、夜間監視パトロールの実施、警報装置の設置をはじめ、車止めや防護柵の設置などの防止措置と併せて立て看板やポスター等不法投棄防止の啓発活動を行っている。

また、放置自動車の処理については、地域の方々と警察との協力により、所有者に対する撤去要請や所有者が判明しない車については「廃物」として認定し、撤去を行っている。

5 二ごみ処理に関する最近の動向

① 容器包装リサイクル法

容器包装リサイクル法は、容積で六〇%以上を占める容器包装廃棄物について、事業者、市町村、消費者がそれぞれ責任分担し、容器包装の発生抑制や再利用を進めることにより、快適な生活環境を創造することを目的とするものである。

この法律に定めるそれぞれの役割分担は、消費者が分別収集に協力（分別排出）すること、市町村が容器包装廃棄物の分別収集を行

うこと、事業者は市町村が分別収集した容器包装廃棄物を自らまたは指定法人やリサイクル事業者に委託して再商品化することとされている。

この法律の対象品目は、平成九年度から対象となる品目が缶、びん、紙パック、ペットボトルで、平成十二年度からは、これにダンボール・その他紙、その他プラスチックが含まれることとなる。

この法制度について、我が国で初めて廃棄物のリサイクルシステムを構築した制度であると評価する意見がある一方、最もコスト負担が大きいとされる収集と中間処理及び保管を行政の役割としたことにより、新たに分別収集を実施しようとする市町村にとっては人員・機材の確保やストックヤードの整備等に多大な経費が要すること。また、事業者の再商品化義務については、中小事業者が適用猶予や適用除外となり、その負担分が自治体の負担とされたことなどにより、事業者に比べ市町村の経費負担が大きいことから、自治体から制度見直しの要望が出されている。平成十二年度から開始される「その他紙」「その他プラスチック」については、分別が複雑となり、自治体での対応が非常に困難と言われている。

横浜市では、今回対象の四品目についてそれぞれ再生利用等促進物に指定し、事業者による自主回収を促進するとともに、缶・びんについては従来の分別収集により、有価物として資源再生業者に引き渡している。また紙パックについては資源集団回収や資源デポによる回収で資源化を図っている。ペットボ

トルについては、事業者による自主回収システムを構築するために事業者と協議をしている。

② 家電製品のリサイクル

現在、通産省で電気・電子機器のリサイクルシステムが検討されている。平成十年には全国で約二万台が廃棄される見通しであるところのテレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機の四品目を先行して実施し、将来的には電子機器等にも広げていくことになっている。

このシステムは、電気・電子機器のリサイクルについては、製造業者が原則として各企業ごとに自らの製品についてリサイクルすることとし、これによって、リサイクルしやすいような製品の設計・製造への取り組みを一層推進していこうとするものである。

事業者による回収・リサイクルを推進する画期的なシステムではあるが、不法投棄対策や処理に係る費用負担のあり方など、これから解決していかなければならない諸課題が指摘されている。

③ 処理コストの削減

財政状況が厳しい中で、自治体のごみ処理に要する経費が高すぎるとの批判がある。可燃ごみ収集について、直営と委託とのトンあたりの経費を比較すると、委託の方が直営の半分以下の経費で処理できるとの見解もあるが、ごみ処理については、日常の生活環境に与える影響が大きい分野であり、安全かつ衛生的に長期的に安定した処理体制のもとで対応していくが必要である。一概にコスト論だ

けで論じられるべきものではないと考えられるが、可能な限り処理経費の削減を図っていくために、ごみの発生抑制に重点をおいた施策の推進や事業者の自己処理責任の徹底などに努めていくことが必要である。

④―再生品の需要拡大

昨年の秋頃から首都圏を中心に、古紙需要が低迷し、古紙の過剰在庫から一部の地域で回収事業者により古紙回収が止まり、地域に根付きつつあったリサイクルシステムが危ぶまれる状況となった。古紙が供給過剰となった理由として、リサイクル活動の高まりにより古紙が今まで以上に多く集まり出したこと、また東京都や横浜市で事業系ごみを有料化したことにより事業系古紙がリサイクル事業者に流れたことなども原因の一つであると考えられている。

地域におけるリサイクル活動を維持し、資源循環型社会を確固たるものとしていくためにも、今後、行政としても減量化・資源化の推進のみならず、リサイクルの輪が閉じる部分にあたる再生品の需要の拡大に向けた施策の展開が求められてきている。

⑤―ごみ処理における新技術の開発

横浜市では、燃えるごみについては全量焼却とし、焼却工場の整備を計画的に実施してきた。増え続けるごみを迅速かつ衛生的に処理し、減容化することによって最終処分場の延命化に大きく貢献してきた。

しかし、首都圏における最終処分場の逼迫

の問題や新たにダイオキシン類の発生なども社会問題化してきており、これら諸課題に対応するため、新しいごみ処理技術も開発されてきている。新技術の動向としては、ごみの固形燃料化（RDF化）、直接溶融や熱分解ガス化溶融炉の開発、プラスチック類の油化、焼却灰の溶融化、エコセメントの開発などに関する技術開発が進んでいる。

体ごとそれぞれ事情が異なり難しい課題となっている。

6―今後の方向

今後、本市においても、これらの技術開発動向を踏まえつつ、新たな施策の取り組みが求められることとなる。

ごみの処理は、社会経済情勢の変遷とともに、その処理方法も変わってきた。大量生産、大量消費、大量廃棄の経済成長期においては、迅速かつ衛生的に処理することが最大の課題であったが、環境保全、資源保護の意識の高まりとともに、最終処分場の不足という状況下では、ごみの発生抑制、減量化・資源化の推進が主要な課題となっている。

⑥―最終処分場の逼迫

最近、ごみの広域移動に伴うトラブルが全国的に広がっている。これらのごみのほとんどは、最終処分場の確保が極めて困難となった都市部から地方へ流出し処理されていることが原因となっている。

首都圏における一般廃棄物の最終処分場の状況は、海面処分場については若干余裕があるものの、内陸地域については適地が少なく周辺住民との調整が困難なこともあり確保が難しい状況にある。

これからのごみ処理は、二酸化炭素の排出規制による温暖化防止、オゾン層の保護や森林資源の保護など、地球環境全体を守るための視点に立った施策が求められるであろう。具体的には、ごみの発生そのものを抑制するとともに、どうしてもごみになるものについては、リサイクルの徹底を図ること。また、製品の製造段階から環境負荷の少ないものづくりやリサイクルされやすい製品を使用することなど、資源循環型社会に向けた消費者行動や企業行動が求められることとなる。

全国の市町村が、都道府県外の民間業者に一般廃棄物の最終処分を委託した量は三十四万七千トン（平成六年度）で、そのうちの約八〇%が首都圏からの委託であったことなどから考えると、特に首都圏において最終処分場の確保が難しくなってきた。七都県市廃棄物問題検討委員会（埼玉県、千葉県、東京都、横浜市、川崎市、千葉市）等で廃棄物の広域処理の問題が議論されているが、自治

ごみゼロを実現し、清潔できれいな社会を確立することは私たちの願いでもあり、こうした社会を築いていくためにも、私たち一人ひとりがトータルとしてのごみ問題に関心をもち、日常生活の中でごみを出さない工夫に努めていくことが大切である。

〈環境事業局ごみ政策課担当係長〉